

## 新旧対照表

新	旧
<p>建築物省エネ法判定業務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>この判定業務規程(以下「規程」という。)は、【登録建築物エネルギー消費性能判定機関名】(以下「当機関」という。)が、建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条に規定する軽微な変更<del>に該当していることを証する</del>書面(以下「軽微変更該当証明書」という。)の交付(以下単に「判定」という。)の業務の実施について、法第53条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。</p> <p>(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)</p> <p>第7条</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出(建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。)しようとする者は、当機関に対し、施行規則第1条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定により提出、通知又は申請される書類(以下「提出書類等」という。)を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところに</p>	<p>建築物省エネ法判定業務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>この判定業務規程(以下「規程」という。)は、【登録建築物エネルギー消費性能判定機関名】(以下「当機関」という。)が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条に規定する軽微な変更<del>に該当していることを証する</del>書面(以下「軽微変更該当証明書」という。)の交付(以下単に「判定」という。)の業務の実施について、法第53条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。</p> <p>(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)</p> <p>第7条</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出(建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下<u>の</u>同じ。)しようとする者は、当機関に対し、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>施行規則第1条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定により提出、通知又は申請される書類(以下「提出書類等」という。)を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところに</p>

新	旧
<p>より、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。<u>以下同じ。</u>）と提出者等の使用に係る<u>電子計算機</u>とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。</p> <p>5 第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）</u>で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下この条において同じ。）を提出しようとする者は、当機関に対し、施行規則第1条第4項に規定する書類を、変更の場合においては施行規則第2条第2項に規定する書類を提出しなければならないものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）</p> <p>第8条</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。</p> <p>(b)・(c) （略）</p>	<p>より、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提出者等の使用に係る<u>入出力装置</u>とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。</p> <p>5 第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が<u>政令</u>で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下この条において同じ。）を提出しようとする者は、当機関に対し、施行規則第1条第4項に規定する書類を、変更の場合においては施行規則第2条第2項に規定する書類を提出しなければならないものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）</p> <p>第8条</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号<sub>。</sub>）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。</p> <p>(b)・(c) （略）</p>

新	旧
<p>(判定の実施方法)</p> <p>第9条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(適合判定通知書の交付等)</p> <p>第11条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、<u>速やか</u>に別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(登録の区域等の掲示等)</p> <p>第22条</p> <p>当機関は、登録の区域その他の事項を、<u>判定の業務を行うすべての</u>事務所において公衆に見やすいように掲示する<u>とともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ（<a href="http://www.oooo/">http://www.oooo/</a>）において公表するものとする。</u></p> <p>(判定業務規程の公開)</p> <p>第23条</p>	<p>(判定の実施方法)</p> <p>第9条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付<del>け</del>、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(適合判定通知書の交付等)</p> <p>第11条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、<u>すみやか</u>に別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(登録の区域等の掲示)</p> <p>第22条</p> <p>当機関は、登録の区域その他の事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。</p> <p>(判定業務規程の公開)</p> <p>第23条</p>

新	旧
<p>当機関は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、<u>前条に規定する</u> ホームページにおいて公表するものとする。</p> <p>(財務諸表等の備付け)</p> <p>第 24 条</p> <p>当機関は、毎事業年度経過後 <u>3</u> 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び【損益計算書又は収支計算書】並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。</p> <p>(電子情報処理組織に係る情報の保護)</p> <p>第 29 条</p> <p>当機関は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合には、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。</p> <p>別表 3</p> <p>【判定料金】</p> <p>(注意) 判定料金を増額または減額するための要件を規定する場合は、別表 3 において増額幅または減額幅を規定してください。</p>	<p>当機関は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、<u>インターネット上に開設した当機関の</u> ホームページ (<a href="http://www.〇〇〇〇/">http://www.〇〇〇〇/</a>) において公表するものとする。</p> <p>(財務諸表等の備付け)</p> <p>第 24 条</p> <p>当機関は、毎事業年度経過後 <u>三</u> 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び【損益計算書又は収支計算書】並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。</p> <p>(電子情報処理組織に係る情報の保護)</p> <p>第 29 条</p> <p>当機関は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付<u>け</u>及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合には、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。</p> <p>別表 3</p> <p>【判定料金】</p>

新	旧
<p>別記様式第 1</p> <p>(第一面)</p> <p>軽微変更該当証明申請書</p> <p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条（同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更<sup>に</sup>該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実<sup>に</sup>相違ありません。</p> <p>(略)</p> <p>(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。</p>	<p>別記様式第 1</p> <p>(第一面)</p> <p>軽微変更該当証明申請書</p> <p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条（同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更<sup>に</sup>該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実<sup>に</sup>相違ありません。</p> <p>(略)</p> <p>(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。</p>
<p>別記様式第 2</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律施行規則第 11 条の規定による軽微変更該当証明書</p> <p>(略)</p> <p>下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律施行規則第 3 条（同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更<sup>に</sup>該当していることを証明します。</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第 2</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定による軽微変更該当証明書</p> <p>(略)</p> <p>下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条（同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更<sup>に</sup>該当していることを証明します。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>別記様式第3</p> <p>軽微な変更<sup>等</sup>に該当しない旨の通知書 (略)</p> <p>別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上<sup>等</sup>に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更<sup>等</sup>に該当しないことを確認しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第4</p> <p>軽微な変更<sup>等</sup>に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書 (略)</p> <p>下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上<sup>等</sup>に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更<sup>等</sup>に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第3</p> <p>軽微な変更<sup>等</sup>に該当しない旨の通知書 (略)</p> <p>別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更<sup>等</sup>に該当しないことを確認しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第4</p> <p>軽微な変更<sup>等</sup>に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書 (略)</p> <p>下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更<sup>等</sup>に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。</p> <p>(略)</p>